

忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託
2. 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
3. 業務内容 建築 (■総合)
設備 (■電気 ■空調換気)

4. 委託目的

忠岡小学校、東忠岡小学校及び忠岡中学校の屋内運動場が、現在空調設備が未整備である。

昨今の生命に関わる気温上昇により、安全・安心な学校体育環境の整備が必要となっており、各学校屋内体育館に空調設備の整備を行うものである。

本事業については、公募型プロポーザル方式により、提案の内容をもとに民間のノウハウの活用を図り、空調設備設計及び検討業務に必要な業務を実施しライフサイクルコストに対して効果が最大となる空調設備の整備及び早急な空調設備設置を実現することを目的とする。

5. 設計と条件

(1) 設計対象施設

(1)－1

- a. 対象施設 忠岡小学校屋内運動場
- b. 所在地 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南 1 丁目 12 番 30 号
- c. 施設の用途 体育館
- d. 構造・規模 躯体 R C 造・屋根 S・地上 2 階建
- e. 建築年 昭和 52 年
- f. 延べ面積 1,265 m²

(1)－2

- a. 対象施設 東忠岡小学校屋内運動場
- b. 所在地 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬 2 丁目 17 番 1 号
- c. 施設の用途 体育館
- d. 構造・規模 躯体 R C 造・屋根 S・地上 2 階建
- e. 建築年 昭和 60 年
- f. 延べ面積 1,030 m²

(1)－3

- a. 対象施設 忠岡中学校屋内運動場
- b. 所在地 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 17 番 5 号

- c. 施設の用途 体育館
- d. 構造・規模 躯体 R C 造・屋根 S ・地上 2 階建
- e. 建築年 昭和 46 年
- f. 延べ面積 1,295 m²

(2) 設計対象工事

各体育館について以下の設計業務等を行う。

(2)－1 忠岡小学校屋内運動場

以下の実施設計及び積算を行う。

- a. 体育館に空調設備設置
- b. その他上記に付帯する改修

(2)－2 東忠岡小学校屋内運動場

以下の実施設計及び積算を行う。

- a. 体育館に空調設備設置
- b. その他上記に付帯する改修

(2)－3 忠岡中学校屋内運動場

以下の実施設計及び積算を行う。

- a. 体育館に空調設備設置
- b. その他上記に付帯する改修

(3) 業務内容

(3)－1 共通事項

- a. 空調機器を天井吊又は壁固定とする場合は落下の危険がない安全な方法を検討すること。
- b. 体育館の屋内に設置する空調機器がボール等で破損することがないように機器をガードで覆うこと。
- c. 空調設備は体育館の使用の妨げにならない場所に設置すること。
- e. 災害時に対応するため発電方式については比較検討を行うこと。

(3)－2 空調設備

既存のキュービクル、ハンドホール及び配管ルート、ケーブル敷設状況等について図面確認及び現地調査による現況の把握を行うこと。

なお、既存ケーブルの確認を行うこと。

- ① 次の方式について次号の比較検討を行うこと。また、比較検討に必要な資料作成及び発注者側への説明を行うこと。
 - a. 電気対流式
 - b. L P ガス対流式
 - c. 都市ガス対流式
 - d. その他監督員が指示するもの

② 方式ごとの検討項目

a. イニシャルコスト

(機器本体設置費、キュービクル改修費のほかL P ガスの場合は貯蔵設備設置費等)

b. ランニングコスト

(電気・ガスの使用料金、メンテナンス費用等)

c. 環境性能

d. 安全性

e. 冷暖房の立ち上がり時間

f. 静粛性

g. 機器の大きさ

h. 工期(納期)

i. 維持管理のしやすさ

j. その他監督員が指示するもの

③ 室内機を天井吊又は壁固定とする場合は落下の危険がない安全な方法を検討すること。

(3)-3 その他

a. 設計内容の検討にあたっては、町及学校関係者等と適宜打ち合わせを行うこと。

b. 概算工事費については、令和6年11月中旬までに算出すること。

c. 各屋内運動場の導入検討において、空調方式を比較検討(設置費、維持費、光熱費、環境面等)し、各施設の空調比較表を提出すること。

d. 工事工程について、各体育館の改修工事による施設の閉館期間をできるだけ短期間とした計画とし、生徒・児童及び住民等の利用に配慮した工程計画とすること。

e. 現況を調査した上で落下、転落、転倒等の事故を防止する安全対策に留意した改修設計を行うこと。

f. 対象施設について、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した計画を行うこと。

g. 交付金申請等に伴う資料について、町より指示があった場合は作成すること。

h. 現地調査については、町及び学校関係者等に調査日程及び作業内容を報告し、了解を得た後に行うこと。